

社会保険しずおか



可睡斎 風鈴まつり(袋井市)

Contents

- 算定基礎届の提出をお願いします 2
- 令和6年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大について 3
- 令和6年10月の適用拡大に向けて社会保険労務士等の専門家がサポートします 4
- Q.給与の締め日が変更になり、変更月の支払基礎日数が通常の月よりも、増加(減少)した場合、標準報酬月額の設定はどのように行いますか。 5
- 皆さまの取組が保険料率に反映されます！インセンティブ制度について 6
- 令和5年1月より申請書の様式が新しくなりました傷病手当金支給申請書 記入の際の留意事項 7
- 医療費が高額になりそうときは限度額適用認定証をご利用ください 7
- 職場における健康づくり・健康管理をサポートします 8
- 当協会事業の最新情報はホームページで!! 8

会費納入のお礼・お願い

令和5年度社会保険協会費につきましては、多くの事業所様から早期納入にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

当協会では、今後も社会保険制度の普及啓発と皆様の健康づくり及び福利増進に努めてまいります。

また、納入がお済みでない事業所様におかれましては、出費ご多端の折、誠に恐縮ですが、4月にお送りしてあります「払込取扱票」により、お納めいただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

皆様方のご繁栄、ご健勝を心よりお祈り申し上げます。

年金相談はご予約で!!

年金事務所での年金相談は待たずに快適な予約相談をご利用ください。

予約受付専用電話 **[0570-05-4890]** (ナビダイヤル)

算定基礎届の提出をお願いします

1. 算定基礎届について

事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者（社会保険に加入している従業員）の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」を提出いただいています。この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則として1年間(9月から翌年8月まで)固定され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となるものです。

つきましては、算定基礎届およびその他必要となる届書を、提出期間内にご提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期間内にご提出が確認できない場合は、文書や電話でご提出のお願いをすることがございます。

2. 届出用紙の発送

届出用紙（算定基礎届）は、6月中旬以降順次、事業所あてにお送りします。この届出用紙には、5月中旬頃までに届出された被保険者の氏名、生年月日、従前の標準報酬月額等を印字しています。

3. 提出対象者

算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日現在のすべての被保険者および70歳以上被用者です。ただし、以下の（1）から（4）のいずれかに該当する方は、算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日以前に退職した方
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する方
- (4) 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申し出を行った方

※上記（3）および（4）の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄としたうえで、備考欄の「3. 月額変更予定」に○を付して提出ください。

※電子媒体申請および電子申請の場合は、上記（3）および（4）の方を除いて作成してください。

※上記（4）の方について、随時改定の要件に該当しないことが判明した場合は、速やかに算定基礎届をご提出ください。

4. 手続き時期・場所および提出方法

区分	内容
提出時期	令和5年7月1日(土)から7月10日(月)まで
提出先	事務センター ※管轄の年金事務所への持参も可能です。 (年金事務所の受付時間：平日8時30分から17時15分まで)
提出方法	電子申請、電子媒体(CDまたはDVD)、郵送、窓口持参 ※郵送の場合は、算定基礎届送付時に同封している返信用封筒をご使用ください。

5. 標準報酬月額の決定方法

毎年7月1日現在で使用される全被保険者について、同日前3カ月間（4月、5月、6月、いずれも支払基礎日数17日以上※）に受けた報酬の総額をその期間の総月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を決定します。※特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日以上

4月	報酬	} 報酬総額 (4月+5月+6月) ÷ 3 = 報酬月額
5月	報酬	
6月	報酬	

6. 短時間就労者の定時決定(平成18年度から実施)

短時間就労者※の定時決定は、次の方法により行われます。

※短時間就労者とは、パートタイマー、アルバイト、契約社員、準社員、嘱託社員等の名称を問わず、正規社員より短時間の労働条件で勤務する方をいいます。

- (1) 4月、5月、6月の3カ月間のうち支払基礎日数が17日以上17日未満の月が1カ月以上ある場合
該当月の報酬総額の平均を報酬月額として標準報酬月額を決定します。
- (2) 4月、5月、6月の3カ月間のうち支払基礎日数がいずれも17日未満の場合
3カ月のうち支払基礎日数が15日以上17日未満の月の報酬総額の平均を報酬月額として標準報酬月額を決定します。
- (3) 4月、5月、6月の3カ月間のうち支払基礎日数がいずれも15日未満の場合
従前の標準報酬月額にて引き続き定時決定します。

なお、電子申請による提出について、ご不明な点がございましたら、日本年金機構ホームページでご確認ください。

日本年金機構 電子申請 日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>)

算定基礎届の提出にあたっては、日本年金機構ホームページに掲載した資料や動画等をご覧ください、記入漏れや誤り等のないようよろしくお願いいたします。

令和6年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大について

令和6年10月から、被保険者数が51人以上の企業等※（現在は被保険者数101人以上の企業等）で働く以下の条件に該当する短時間労働者（パート・アルバイト）の方について、社会保険の加入が義務化されます。

《加入対象(短時間労働者)の要件》

- ◇週の所定労働時間が20時間以上
- ◇2か月を超える雇用の見込がある
- ◇月額賃金が8.8万円以上
- ◇学生ではない

※厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（注）が1年のうち6カ月以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

（注）法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。

当該義務化の対象となる可能性がある事業所の事業主様には、後日、個別にご案内させていただくこととしております。短時間労働者に対する適用拡大について詳しくお知りになりたい場合は、以下のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

〈日本年金機構からのお知らせ 特集ページ〉



<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>

令和6年10月の適用拡大に向けて
社会保険労務士等の専門家がサポートします

適用拡大に関するノウハウ豊かな社会保険労務士を、年金事務所を通じて無料で派遣します。適用拡大への対応方針の検討、従業員への説明のサポート、手続きに関するアドバイスなど気軽にご相談いただけます。

適用拡大に向けた準備の検討

従業員への説明サポート

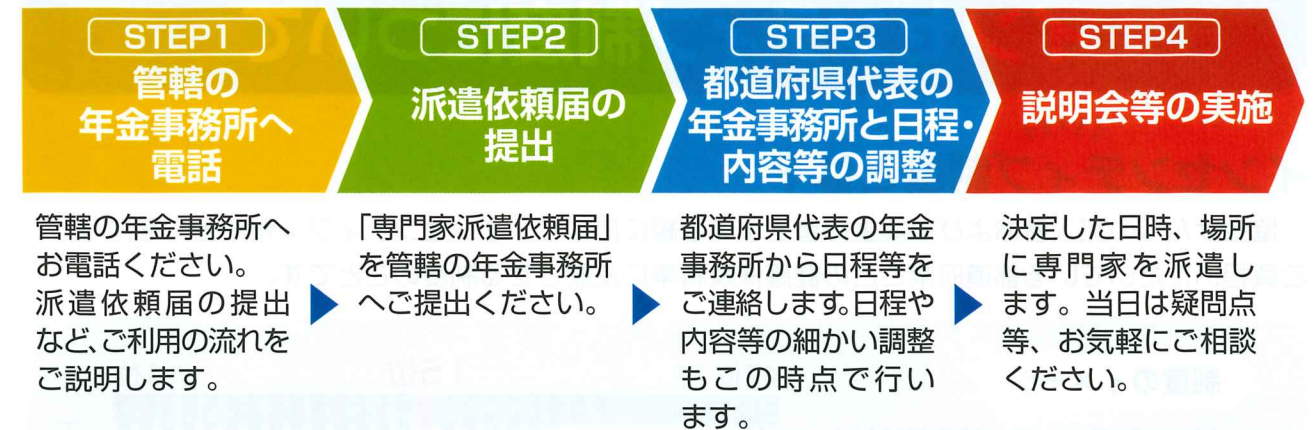
手続きに関するアドバイス

ご利用の流れ

専門家活用支援事業は、事業主や事業者団体からの依頼により、事業主・従業員の方向けの説明会や、適用拡大に関する相談に専門家を派遣します。

ご利用の流れは以下の4STEPです。

※顧問契約等結んでいる社会保険労務士がいる場合は、当該社会保険労務士にご相談ください。



お申し込み方法

STEP1

まずは管轄の年金事務所へお電話ください。

《管轄の年金事務所一覧》※年金事務所の電話番号はこちらから確認できます。

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



STEP2

後日「専門家派遣依頼届※」を管轄の年金事務所へご提出ください。

※「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る専門家派遣依頼届」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>



Q. 給与の締め日が変更になり、変更月の支払基礎日数が通常より増加（減少）した場合、標準報酬月額の見直しはどのように行いますか。

A. お答えします

①支払基礎日数が増加する場合

超過分の報酬を除外したうえで、その他の月の報酬との平均額を算出し、標準報酬月額を算定します。

例) 給与締め日が20日から25日に変更された場合

締め日を変更した月のみ給与計算期間が前月21日～当月25日の給与を除外し、締め日変更後の給与制度で計算すべき期間（前月26日～当月25日）で算出された報酬をその月の報酬としたうえで、その他の月の報酬との平均額を算出します。

②支払基礎日数が減少した場合

支払基礎日数が減少した場合であっても、支払基礎日数が17日以上であれば、通常と同様の方法により標準報酬月額を算定します。また、支払基礎日数が17日未満となった場合は、その月を除外したうえで報酬の平均額を算出し、標準報酬月額の算定を行います。

皆さまの取組が保険料率に反映されます！ インセンティブ制度について

インセンティブ制度とは？

協会けんぽの加入者および事業主の皆さまの取組に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、ご負担いただいている都道府県ごとの健康保険料率に反映させる制度のことで、

制度のイメージ

- 1 制度の財源として、健康保険料率に0.01%を盛り込んで計算
- 2 5つの評価指標の実績に応じて各支部の得点を出し、ランク付け
- 3 上位15支部（※）に1を財源としたインセンティブ（報奨金）を付与することで健康保険料率を引き下げる



※ 令和4年度実績分より、インセンティブの対象が上位23支部から上位15支部に変更されます。

皆さまに取組んでいただきたいこと



指標1
特定健診等の受診率

被保険者様は生活習慣病予防健診を、被扶養者様は特定健診を受診しましょう。また、労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業主様は被保険者様（40歳以上）の健診結果を協会けんぽにご提供ください。



指標2
特定保健指導の実施率

健診結果で生活改善が必要と判定された方は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。

特定保健指導について詳しくはこちら →



指標3
特定保健指導対象者の減少率

特定保健指導の対象者とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取組みましょう。特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。



指標4
医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率

生活習慣病予防健診の結果、血圧または血糖値の項目で「要治療者（再検査含む）」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関を受診してください。



指標5
後発医薬品の使用割合

お薬を受け取る際は積極的に後発医薬品（ジェネリック医薬品）をご選択ください。

令和5年1月より申請書の様式が新しくなりました 傷病手当金支給申請書 記入の際の留意事項

- Point 1** 出勤日等がない場合も「勤務状況」に申請期間の年と月をご記入ください。
- Point 2** 申請期間の範囲内で出勤した日に「○」をご記入ください。
有給休暇、公休、欠勤の記入は不要です。
- Point 3** 出勤していない日に対して支給した報酬等がない場合、賃金支給状況の記入は不要です。
「出勤していない日に対して支給した報酬等」とは？
有給休暇の賃金や、出勤の有無にかかわらず支給している手当（通勤手当、扶養手当、住宅手当等）が該当します。
- Point 4** 事業主証明欄の「証明日」は申請期間の最終日経過後の日付をご記入ください。

傷病手当金に関するお問い合わせ先

業務グループ ☎054-275-6601

医療費が高額になりそうなときは 限度額適用認定証をご利用ください

健康保険の制度では、事前に申請して交付される**限度額適用認定証**が、あとから払い戻しを受ける**高額療養費**をご申請いただくことで、医療費を自己負担限度額（標準報酬月額に基づいて定められる払い戻しの基準額）まで抑えることができます。詳しくはこちらから



入院等で高額な医療費が予想される場合は、お早めに限度額適用認定証のご申請をお願いいたします。

申請から利用の流れ

- 1 郵送で申請書を提出
- 2 およそ1週間後、限度額適用認定証が交付される
- 3 交付された限度額適用認定証と保険証を医療機関等の窓口で提示

申請書は協会けんぽHPからダウンロードできます



限度額適用認定証に関するお問い合わせ先

業務グループ ☎054-275-6601

職場における健康づくり・健康管理をサポートします

静岡県社会保険協会では、職場で働くみなさまの健康管理のお手伝いとして、下記の事業を行っております。元気のある職場づくりにご活用ください。なお、会員事業所様は無料でご利用できます。

健康づくり講師の派遣 保健師や健康体操指導員を、職場や研修会場に派遣します。

健康講話……………保健師や管理栄養士が、生活習慣病の予防、食事と健康、健康的な毎日を過ごすための生活習慣のポイントなどの講話を行います。

健康相談……………保健師が職場に伺い、健康的な毎日を過ごせるよう生活習慣のアドバイスをを行います。また日ごろ、自分や家族の健康で気になっていることについての個別相談を受けます。
(特定保健指導とは異なります。)

健康体操指導……………健康体操指導員が、職場や家庭でできる体操を、わかりやすく実技指導します。

例 ○腰痛・肩こりの予防や改善のための体操 ○若々しい体をつくるための体操

- ご希望内容や新型コロナウイルス感染状況等によりお受けできない場合もありますので、予めご了承ください。
- 新型コロナウイルス感染予防に努めた会場づくりにご協力ください。

静岡県社会保険協会 講師派遣



健康づくりDVDの貸出 健康に関するDVDを、無料で貸し出しています。新規DVDを8月号にてご案内予定です。

静岡県社会保険協会 DVD



申込方法 当協会ホームページより申込書をダウンロードし、所定事項にご記入のうえ、FAXでお申込みください。

お問合せ先 一般財団法人 静岡県社会保険協会 TEL:054-255-0217(8:30~17:00/土日祝日休)

当協会事業の最新情報はホームページで!!

◎「割引利用補助」の各事業のページ内には、それぞれ**申込書を掲載**しております。お申込みされる場合は申込書をダウンロードし、所定事項ご記入のうえお申込みください。なお、お申込みの際は、返信用封筒(切手貼付)を同封のうえ郵送してください。(詳しくは各事業の申込書をご確認ください。)

◎ホームページには、各事業のご案内のほか、**講座・セミナー等の受付終了等のお知らせ、利用補助券配付終了のお知らせ**も掲載します。お申込みの際にご確認ください。

◎各地域に密着した独自事業として行っている、**支部事業の情報も掲載**しました。事業のご案内や補助券の配付終了などのお知らせを掲載してまいりますので、ご利用ください。

支部事業の情報はコチラ →



次号は8月中旬に発行します

- 「健康管理セミナー」(10月開催)のご案内 / 新規DVDのご案内
そのほか、各支部事業(チラシ)もご案内予定です。

※各事業の最新情報は、ホームページにも掲載します!

スマートフォン・パソコン → 静岡県社会保険協会

